

平成24年3月28日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日時	平成24年3月28日(水) 午後2時00分
場所	教育委員会室
開会	午後2時00分
閉会	午後2時30分
出席委員	
委員	長 横井利男
委員	員 高木新太郎
委員	員 鈴木みゆき
委員	員 雁部隆治
教育長	横山信雄
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	小暮真人
庶務課長	後藤隆宏
学務課長	藤田悟
指導室長	橋爪昭男
すみだ教育研究所長	渡部和美
生涯学習課長	金子しのぶ
スポーツ振興課長	中山賢治
あずま図書館長	村田里美

2 会議の概要

○**横井委員長** それでは、教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は鈴木委員にお願いいたします。

○ **横井委員長** 議事に入る前に本日の教育委員会の非公開についてお諮りしたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第6項で、教育委員会は公開すると規定されていますが、同項のただし書きの規定により、人事に関する事件その他の事件について、委員長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができることになっております。本日は議決事項3件及び報告事項4件を予定しておりますが、この議案

第26号「墨田区登録無形文化財の追加認定について」及び議案第27号「墨田区スポーツ施設開放指導員の退任に伴う感謝状の贈呈について」は人事に関する事件その他の事件に該当しますので、当該の議決については非公開にしたいと思いますがご異議ございませんか。

それではご異議ないものと認め議案第26号及び議案第27号の議決事項2件については、非公開とすることに決定します。なお議事の都合により適宜教育委員会を閉じ、休憩をしたいと思いますが、ご了承ください。それでは日程に従って進めさせていただきます。

議決事項第1

議案第25号「平成24年度墨田区立学校の休業日の変更について」の案件を上程し、指導室長が説明する。

- **高木委員** 従来このような形で行われてきているのですか。
- **指導室長** 2学期制が始まった時に、海の日扱い、9月1日の防災訓練の扱い、天皇誕生日の扱い、秋休みを長くしたい等の意見がありまして、このような形で夏季休業日を短くして他に当てるということをしておりました。しかし、小学校については管理運営規則どおりの休業日で、他の中学校7校も運営規則どおりであるということから、今後は管理運営規則どおりに各休業日をとるように、教育課程の編制の説明会において各校に説明しておりますので、少しずつ7月21日から8月31日までになるように進めていきたいと思っております。来年度は、このような形になるということです。
- **高木委員** 9月1日は防災訓練ですが、この訓練に対する児童・生徒への事前指導はどうなりますか。
- **指導室長** 8月31日を登校させる場合には、事前指導ができます。そうではない学校については、夏休みが始まる前や、防災訓練を始める直前にきちんと説明することになると思っております。
- **横井委員長** 開校記念日を休業日としない学校は、他校に比べて授業日数は一日多いということですね。開校記念日を休業したほうがいいのか、しないほうがいいのかどちらが望ましいのでしょうか。
- **指導室長** 授業数の確保で、休業日としない学校が増えてきている傾向にはあります。ただ、墨田区については土曜授業を、月2回を上限として実施していますので、授業日数が足りなくなるからこうするということは、特にはないと思っております。
- **高木委員** 休業日ということは、その日学校は休みにするということですか。
- **横井委員長** 子どもはお休みですが、教員は勤務日となります。他にご質問はございますか。
それでは、議決事項第1、議案第25号「平成24年度墨田区立学校の休業日の変更について」原案どおり変更することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- **横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

報告事項第1

インフルエンザの発生状況について、資料1のとおり学務課長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はありませんか。それでは報告承ります。

報告事項第2

墨田区登録無形文化財の登録及び認定の解除について、資料2のとおり生涯学習課長が説明する。

- **横井委員長** 何か質問はございませんか。報告承りました。

報告事項第3

墨田区登録無形文化財技術保持者への感謝状の贈呈について、資料3のとおり生涯学習課長が説明する。

- **横井委員長** 先ほどの奨励金1万円というのは、年に1万円なのですか。
- **生涯学習課長** いろいろ種別がございますが、申請に基づいて奨励金を出しております。
- **横井委員長** だいたい申請されるものですか。
- **生涯学習課長** 無形文化財の方は、固辞される方が何人かいらっしゃいます。なるべく申請してくださいとっております。
- **横井委員長** よろしいでしょうか。では、報告承りました。

報告事項第4

墨田区文化財保護審議会委員への感謝状の贈呈について、資料4のとおり生涯学習課長が説明する。

- **横井委員長** 何か質問はございませんか。
- **横井委員長** ありがとうございます。他に報告事項はございませんか。それでは、ここで議事の都合により、教育委員会を一旦休憩いたします。

(秘密会)

- **横井委員長** 以上で予定の議決事項と報告事項は終了しました。これで、教育委員会を閉会します。

平成24年3月28日開催教育委員会会議記録（秘密会）

1 開会・閉会等について

日時	平成24年3月28日（水） 午後2時00分
場所	教育委員会室
開会	午後2時19分
閉会	午後2時28分
出席委員	
委員長	横井利男
委員	高木新太郎
委員	鈴木みゆき
委員	雁部隆治
教育長	横山信雄
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	小暮真人
庶務課長	後藤隆宏
学務課長	藤田悟
指導室長	橋爪昭男
すみだ教育研究所長	渡部和美
生涯学習課長	金子しのぶ
スポーツ振興課長	中山賢治
あずま図書館長	村田里美

2 会議の概要

（休憩）

- **横井委員長** ただ今から教育委員会を再開いたします。

議決事項第1

議案第26号「墨田区登録無形文化財の追加認定について」の案件を上程し、生涯学習課長が説明する。

- **横井委員長** 足袋を作るのに手作業が多いもの以外でも足袋は作られているのですか。ミシンがメインになるような足袋作りも普通にあるのですか。

- **文化財保護指導員** 墨田区登録文化財には、緑町にお住まいの宮内さんご夫妻が足袋作りの職人さんとして認定されております。今のところ、文化財担当の調査の中で把握しているのは2件です。一般的にミシンで作る足袋というのもございます。それが区内にどれほどの数が残されているのかは把握しておりません。
- **横井委員長** それでは、議決事項第1議案第26号「墨田区登録無形文化財の追加認定について」原案どおり委嘱することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- **横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第2

議案第27号「墨田区スポーツ施設開放指導員の退任に伴う感謝状の贈呈について」の案件を上程し、スポーツ振興課長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。
- **高木委員** 本人の希望で退任するのですか。
- **スポーツ振興課長** 本人からの、申し出です。
- **横井委員長** それでは、議決事項第2議案第27号「墨田区スポーツ施設開放指導員の退任に伴う感謝状の贈呈について」原案どおり贈呈することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- **横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。
- **高木委員長** こういう秘密会なら公開してもいいのではないですか。
- **横井委員長** 秘密会があったということは、公開されるのですか。
- **庶務課長** 公開された議事録で秘密会があったということがわかります。
- **横井委員長** 結果を公開するという事は、皆さん認識していますが、経過についても話し合ったものがそのまま公開される場合と、マスクがかかる場合が有り得ます。その場合は、どうなるのでしょうか。例えば、対象者の中の誰か一名をどう考えてもおかしいから、没にする、ということが無いとは言えないということです。そうした場合、それは始めから無かったことにするのですか。
- **生涯学習課長** 文化財に関しては、審議会自体非公開です。文化財に関して、それが価値があるか無いという議論が外部に漏れてしまうと、もし登録できなかった場合、持ち主の方に対する影響が大きいということで、非公開が原則です。
- **高木委員** 文化財の委員会からでてきたものを受けて議論しているのですから、問題にはならないのではないですか。
- **庶務課長** 個人が特定されるものや、公開すると支障がある場合は文章自体マスキングするか削除するか、何かやり方があると思います。資料自体も出さない方法もあります。
- **高木委員** 今回の件に関しては、公開することに問題は無いと思います。
- **横井委員長** 今までも、問題はありませんでした。
- **雁部委員** 公開すると言いながら、秘密会をしているのがおかしい部分だと思います。ホームページで結果を載せる場合、秘密会で議論がありましたという内容と共に、なぜ秘密会を開くのかとい

う理由をそこに書けば納得していただけたらと思います。たとえば、個人情報に関わることなので、秘密会にしましたということを出せば見ている人は納得すると思います。

- **次長** あらかじめ資料に秘密会と入っていますが、これは便宜上入っていて本当は議題ごとに秘密会にするかどうか確認していくのが正しい手続きです。ただ事務を円滑に限られた時間で効率的に行うということから、このようお膳立てさせていただいているのです。秘密会というのは、この会議自体を第三者の方に傍聴してもらうかどうかという観点なので、それ自体が、皆様委員さんの見識もごさいます。あと一点が、個人に関する情報が議論されるかどうかというのがあります。委員さん方の見識で、これは皆さんのやり取りは公開して構わないというのはいいのですが、個人に関する情報は触れないということが約束事項ということであるならば原則公開でいいと思います。
- **横井委員長** 今話し合っていることは、とりあえず秘密会でいいと思います。高木委員がおっしゃっていることは、人事に関することは秘密会でいいのですよね。もしかすると、万が一何か問題が起こるかもしれないから、秘密会にとりあえずしておく。
- **高木委員** 問題が起きるという前提で秘密会を行っているのですよね。たぶん。
- **次長** 個人に関する情報なので、取扱は慎重にしなければなりません。情報公開というのがありながら、個人情報保護条例というもしっかりあります。
- **高木委員** 対立する2つがあるのですよね。だから妥協点をどこにするのかというのが、ここでの話しです。
- **横井委員長** 例えば、無形文化財保持者は公開されているのですよね。それからスポーツ開放指導員も決まれば公開されます。その人が対象だというのは問題ないのですが、仮にその方たちについて、この会議の中で問題が生じるという時に、プライバシーに関することだから、それが秘密会でないと具合が悪いということです。そういうことが今回のように何も問題が無ければ、事後公開してもいいと思います。
- **庶務課長** 会議録自体問題がなければ、確認していただいた上で事後公開するということです。
- **横井委員長** では、会議録の検討の時に確認するということがよろしいでしょうか。ただ、会議録の検討は公開されているので、支障があればまた考えるということでもいいと思います。他にございませんか。以上で、予定の議決事項、報告事項は終了いたしました。これで教育委員会を閉会します。